総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 第4回工場等判断基準ワーキンググループ

日時 平成28年1月25日(月)14:58~16:13

場所 経済産業省本館 17 階 第1~3共用会議室

開会

○辻本省エネルギー対策課長

それでは定刻 $1 \sim 2$ 分残しておりますけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから総合 資源エネルギー調査会の省エネルギー小委員会の第4回になります工場等判断基準ワーキンググ ループを開催させていただきます。

今回もペーパーレスの審議となります。よろしくお願いいたします。ただ一つ、今回、取りまとめ案をご討議いただくんですけれども、経験上、取りまとめ案のワードのやつをiPadでやると非常に見づらいものですから、これだけはちょっと紙でお配りをしております。したがいまして、いずれのほうでも見ていただければと思います。

本日は、8名の委員と16名のオブザーバーの皆様にご出席いただいております。 それでは、これからの進行を川瀬座長、お願いいたします。

議題

(1) 業務部門におけるベンチマーク制度の検討状況報告

○川瀬座長

それでは早速、進めさせていただきたいと思います。お手元の i P a d の資料 01 の議事次第を ご覧下さい。きょうは3つございます。

最初は業務部門におけるベンチマーク制度の検討状況報告で、これは報告でございます。2番目が産業部門におけるベンチマーク制度に関する審議。それから3番目としまして、お手元に配られている取りまとめ案に関する審議ということになります。

きょうは、この1、2、3通して最初にご説明いただいて、それから一括して審議というような形で進めさせていただきたいと思います。

初めに議題1、「業務部門におけるベンチマーク制度の検討状況報告」で、前回のワーキンググループでは4つの業種からご報告いただきましたが、本日は日本ホテル協会さんより検討状況をご説明いただきたいと思います。

それでは、日本ホテル協会の岩佐オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○岩佐オブザーバー

ただいまご紹介をいただきました一般社団法人日本ホテル協会の岩佐と申します。どうぞよろ しくお願い申し上げます。

早速ではございますが、資料1の2ページをごらんいただきたいと思います。

日本ホテル協会の概要からお話をさせていただきます。日本ホテル協会は1909 年、明治42 年に設立をされた団体でございまして、ことしで107 年の歴史を持つ団体でございます。1941 年には、鉄道大臣から社団法人の認可を受けまして、2014 年1 月から一般社団法人へと移行し、現在に至っております。

日本ホテル協会の会員ホテルは現在244軒でございます。1997年のピーク時には455軒まで会員がふえましたが、バブル経済の崩壊後、長引く日本経済の低迷を受けて、2008年には210軒まで半減いたしましたが、その後、若干、回復をしておりまして、現在は224軒となっております。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。

会員ホテルの総客室数は約5万8,000室でございます。 1 ホテル当たり約240室。収容人員は 11 万4,000人、1 ホテル当たり約470名。従業員数は4万8,000人強、1 ホテル当たり約200人。 延床面積は790万㎡で、1 ホテル当たり 3 万2,400㎡でございます。

また、1ホテル当たりの売上高でございますが、平成25年度決算ベースで約58億円。京浜地 区にありますホテルは、1ホテル当たり116億円。リゾート地域にあるホテルは、1ホテル当た り25億円と、会員ホテルの間でも売上高、規模の格差が大変大きい状況にあります。

ちなみに赤字のホテルの割合でございますが、当期利益ベースで25.9%の会員ホテルが赤字でございます。 平成21年には58.7%が赤字でございましたので、ここ数年でこの数字でも回復している状況であるということがわかります。

4ページ目に移っていただきたいと思います。

日本ホテル協会の入会基準をお示ししておりますが、施設基準は、客室の数、客室の広さ、ロビーの面積、お食事を提供するレストランの設備に係る要件を定めております。

サービス基準でございますが、フロントでのサービス要員の数や、レストランでのお食事の提供時間、ここでは7時から10時まで、いずれかの場所で食事が提供できなければいけないという 基準を設けております。したがいまして、いわゆるビジネスホテルといわれている宿泊特化型の 宿泊施設は、当協会の入会基準に合致しないため、会員ホテルにはなっておりません。

そのようなことから、ホテルのカバー率でございますが、旅館業法の営業許可を受けてホテル 事業を行っている店舗数は約1万軒、9,876 軒ありますので、カバー率は2.5%となります。ちな みに、ビジネスホテルの団体で、全日本シティホテル連盟という団体が別にございますが、こちらのほうも会員ホテル数が 200 軒弱ということでございますので、両方合わせても5%弱のシェアということで、圧倒的にアウトサイダーが多い業界でございます。

また、省エネ法の定期報告対象者となる事業者のうち、当協会の会員ホテルのエネルギー使用 量のカバー率は34.2%を占めておりますので、比較的規模の大きなホテルが当協会の会員ホテル になっているということがわかります。

続きまして5ページ目をごらんください。

日本の宿泊施設は、ホテル以外にも旅館とか、簡易宿所とか、そういうものがございます。旅 館業法上の営業許可でございますが、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業の4つに 分かれております。

旅館営業の許可をとっている施設が一番日本では多くございまして、約4万2,000 軒ございます。旅館関係の業界団体は、今、お隣に日本旅館協会の方がおりますが、2つございます。また、簡易宿所営業、これが2番目に多くて、約2万6,000 軒、次がホテル営業で約1万軒、そして下宿営業が771 軒となっております。今、ちまたで、「いわゆる民泊」の問題がいろいろ取り上げられておりますが、「いわゆる民泊」というのは営業許可を受けておりませんので、この数字には入っておりません。

続きまして6ページ目をごらんいただきたいと思います。

ホテルと旅館の軒数のトレンドを見ていただきたいと思います。ホテルは 1970 年以降、右肩上がりで増加をしておりますが、一方の旅館は 1980 年をピークに減少の一途をたどっております。 本題でございますホテルのエネルギー消費についてお話を移していきたいと思います。 7ページ目をごらんいただきたいと思います。

ホテルの特徴といたしましては、24 時間 365 日、施設がフル稼働しているということでございます。そして、昔はホテルの事業者がオーナーとして自社ビルを所有して、経営権を同じ方が持つという形でホテルを運営しておりましたが、現在では所有と経営が分離しているケースが多くなっております。建物を賃貸してホテル事業者が経営権を持つケースや、ホテルの運営のみを受託するというケースもふえております。また、自社でホテルを所有して、その中で経営、運営を一体として行っているホテルの場合でも、テナントが入居しているというケースがございます。

続きまして、ホテルのエネルギー消費の割合を、エネルギーの種類別に見てみたいと思います。 そこにありますように、電気が 63.9%と大きく、次いで都市ガスの 21.7%、合計で 85%を占めております。その他が、冷水 4.6%、蒸気 4.5%などと続いております。

8ページ目にお移りいただきたいと思います。

ホテルでエネルギーは何に使われているかという円グラフでございます。こちらは省エネルギーセンターのデータでございますが、延床面積7万㎡のホテルの例をとっているということでございます。まず、空調熱源と熱搬送が全体の約50%を占めております。次いで照明・コンセントが22.4%、給湯が10%、動力が7.5%の割合でございます。

9ページ目をごらんいただきたいと思います。

9ページ目の資料は、給湯の負荷トレンドをあらわしたものでございます。19 時ごろから急激に給湯負荷が高まっておりまして、21 時から 22 時をピークとして、その後、急激に負荷が下がります。そして朝の6時から10 時ごろ、再度高まりますので、1 日に2回の大きな山ができているということが特徴であると言えると思います。

続きまして10ページ目でございます。

こちらは過去5年間のエネルギー使用量、延床面積と、宿泊者数の推移についてあらわした資料でございます。この数字は日本ホテル協会、会員ホテルに調査をして得たデータでございます。

エネルギー消費量につきましては、左側のグラフでございます。東日本大震災と原発事故があった 2011 年に大きく減少をしております。その後、2012 年に回復し、その後はほぼ横ばいで推移しております。

真ん中の緑色のグラフでございますが、会員ホテルの延床面積の状況でございます。これはエネルギー消費量と同様、横ばいでございます。それに対しまして、右側の宿泊者数の推移でございます。こちらは2011年の震災等の影響で大きく減少した後、2012年には震災前の水準を上回る水準まで回復しております。このグラフに2013年以降載っておりませんが、2014年、2015年とも訪日外国人観光客が増加しているということから、さらに宿泊数が伸びているという状況にございます。

次のページ、11ページをごらんください。

こちらはホテル協会の省エネの取り組みについて記載をさせていただいております。平成 13年に環境自主行動計画を策定。エネルギー消費原単位を指標として、2010年までに 1995年度比6%削減を目標といたしました。この数字については既に達成しております。また、平成23年には、東日本大震災後の原発事故の影響によって、電気事業法27条による電気の使用制限が実施されたため、その際にホテル業界の削減率達成のために参考となるような節電行動計画モデルを当協会のほうで策定をいたしました。

平成 27 年、昨年でございますが、低炭素社会実行計画を策定いたしました。こちらはエネルギー消費原単位を指標として、フェーズ 1 は 2020 年までに 2010 年度比 10%の削減。フェーズ 2、2030 年までに 2010 年度比 15%の削減を目標としております。

続きまして12ページをごらんください。

こちらは、日本ホテル協会会員ホテルの省エネ法の定期事業報告対象の 74 事業者のエネルギー消費原単位、年1%削減目標の達成状況をあらわした表でございます。約65%が達成しており、35%が未達の状況でございます。全事業者の達成割合よりは高い水準にございます。

今後、2020年のオリンピック・パラリンピックまでの間に、さらなる訪日外国人観光客の増加が見込まれているということから、1%削減を達成していくことというのは大変厳しい状況にあるということは思いますが、反面、ホテル事業者の体力回復と、投資環境が若干でも改善してくることが予想されることから、省エネ設備の更新等の設備投資も期待されております。今後、数年は同程度の水準となるのではないかというふうに見込んでおります。

続きまして13ページをごらんください。

ホテルにおけるベンチマーク設定の課題についてでございます。一口にホテルと言いましても、さまざまな業態がございます。異なるエネルギー消費の傾向をどのようにベンチマーク指標に反映させるかが課題となっております。ホテルの業態といたしましては、法律上の定義ではございませんが、一般的には3つに分けております。

1つ目はシティホテルでございます。宿泊施設のほかにレストランや宴会場があるホテルをいいますけれども、レストラン、宴会場でのエネルギー使用量が大きい傾向がございます。

2つ目はリゾートホテルでございます。地方の観光地にあるホテルで、週末であるとか、夏休 みなどに稼働率が高くなり、シーズン性が高く、繁閑の差が極めて大きいのが特徴でございます。 また、施設面では宴会場等の設備がなく、レストランの数が少ないなどの特徴がございます。ま た、一方で屋外プールであるとか、温泉施設など、都市型のホテルに余り見られない特殊な設備 を保有している場合が多く見受けられます。

最後にビジネスホテルでございます。こちらは宿泊部門に特化しているということで、客室が 中心で、その他の付帯設備が余りないのが特徴でございます。

また、同じシティホテルであっても、レストランや宴会場がどのぐらいの規模で設置されているかによりましてエネルギーの消費傾向が異なるため、個別のホテルの違いが反映できるベンチマークが、どういうものを設定する必要があるかということの検討が必要になると考えております。

続きまして14ページでございます。

ホテルのエネルギー消費に与えている要因を知るために、会員企業へ行っているエネルギー消費に関連するアンケート結果の分析をいたしましたところ、このパラメータ、相関係数を見ていただくとおわかりいただけますが、一番相関が高いのが延床面積で、相関係数は 0.930。このパ

ラメータの中で一番低かったのが宴会場面積で、相関係数は 0.717 でございましたが、いずれも 0.7 以上で高い相関があるということがわかりました。

15ページ目をごらんください。

今後、ベンチマーク指標を検討していく際には、分母となる標準的な事業所を想定した場合の エネルギー消費量の推計値を求める際に、重回帰式を採用できるか、さらにアンケートの分析を 進めながら検討していきたいというふうに考えております。

最後のページでございますが、16ページをお開きいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、ホテルの営業形態や、個別ホテルの違いをどのように反映できるか、ベンチマーク指標が設定できるかを引き続き検討していきたいというふうに考えております。重回帰式も検討していきますが、ECTTの活用や、エネルギー消費原単位によるベンチマーク指標の設定も排除せずに検討できたらというふうに考えております。

また、ベンチマーク指標の設定に際しては、算定負荷も考慮したいというふうに考えております。また、ホテルのエネルギー管理担当者の納得感が得られるような指標とすることも重要であるというふうに思っております。先ほど申し上げました幾つかの選択肢を残して、今後、検討を進めていきたいというふうに思っております。

最後になりますが、ベンチマーク制度への期待を書かせていただきました。

これまで約 20 年間、ホテル業界は極めて厳しい経営環境に置かれておりましたが、ようやく 大都市部を中心とするホテルの宿泊需要の急速な回復によって、収益が改善してきております。 設備投資への余力が少しずつ生まれてきている状況を背景として、2020 年の東京オリンピック・ パラリンピックに向けて設備投資が加速していくというふうにも予想されております。そこで、 既に資源エネルギー庁でお取り組みをいただいているかとは思いますが、ベンチマーク制度を導 入することで省エネ設備への投資がしやすくなるような、インセンティブにつながるような制度 の構築を期待しております。

以上でございます。ありがとうございました。

(2) 産業部門におけるベンチマーク制度に関する審議

○川瀬座長

ご説明ありがとうございました。

かなり方向性が見えてきたように思いますが、きょうは最初に申し上げましたように、一括して最初にお話を伺って、それから審議ということでいきたいと思いますので、次の議題2に行きたいと思います。

議題2は、「産業部門におけるベンチマーク制度に関する審議」ということで、最初に事務局からご説明をお願いします。

○北島省エネルギー対策課長補佐

それではお手元のiPadにおきまして、資料2をご準備いただければと存じます。産業部門におけるベンチマーク制度の見直しについてという資料でございます。

おめくりいただきまして、右下のページ番号が2ページと書かれているスライドをご準備いた だければと思います。ベンチマーク指標の状況についてでございます。

こちらについては、1B、1Cの電炉におけるベンチマーク、この2つは前回のワーキンググループでは精査中ということでお示しできなかったんですけれども、改めて数値を精査いたしまして、平成25年度の達成状況、電炉について取りまとめましたのでご報告をしたいと思います。 達成率、達成事業者について、こちらに書かれているとおりでございます。

1ページおめくりいただきまして、改めまして、前回ワーキンググループではお示しできなかった電炉1B、1Cについて、上位15%点について計算いたしましたので、赤字でお示しをしております。

もう1点、(5)の石油精製業の赤い部分、こちら改めて数値を精査しましたところ、1社追加がありましたので、改めてこの赤い部分を修正してお示ししているところでございます。いずれも赤字の部分、いずれにしてもこの5年度合計と呼ばれる部分で、青色のセル、1Bであれば10.6%、1Cであれば19.3%、石油精製業においては5年度合計の現在の数字で16.7%ということで、いずれもベンチマーク指標の目指すべき水準である1割から2割の中におさまっているという結論が得られたところでございます。

1ページおめくりいただきまして、4ページでございます。

前回のワーキンググループでも同じ資料をお示ししましたけれども、この達成率が2割を超えている場合には見直しを行うべきではないかというご説明を前回させていただきました。その結果として、セメント製造業、洋紙製造業、ソーダ工業、この3つについては見直しを行うという形でご審議をいただいたところでございます。

改めましてこの考え方に沿って、電炉による普通鋼、そして電炉による特殊鋼、この2つを見てみますと、いずれも1割から2割の中におさまっておりますので、考え方としましては、今回の検討では見直しは行わないという分類に属するのかなというふうに考えているところでございます。

資料2についての説明は以上になります。

○川瀬座長

ありがとうございました。

前回、議論して基本的考え方について皆様のご了解をいただいたわけですが、今回2つの業種 について追加して、資料をまとめ直したということで、今ご説明がありました。

(3) 取りまとめ案に関する審議

○川瀬座長

次に議題3のほうに行きたいと思います。「取りまとめ案に関する審議」ということになりま す。これも事務局からご説明をお願いします。

○北島省エネルギー対策課長補佐

それでは資料3、紙でもお配りをしておりますけれども、お手元にご用意いただければと存じます。工場等判断基準ワーキンググループ取りまとめ(案)というタイトルのものでございます。 こちらの資料は、第1回ワーキンググループ以降の議論を取りまとめたものになってございます。 2ページをお開きいただきまして、目次がございます。

内容は4部構成になっておりまして、産業部門におけるベンチマーク制度の見直し、業務部門におけるベンチマーク制度の創設、そして未利用熱活用制度の創設、最後にこれらの改正を受けました省令告示の改正案が掲載されております。

内容をポイントだけご説明をしたいと思っております。 7ページ目をお開きいただければと存じます。

産業部門におけるベンチマーク制度の見直しということで、背景・論点が記載されておりますけれども、3つ目の文章の固まりをごらんいただいて、特に目指すべき水準については、中長期的に目指す水準として設定しておりますけれども、設定後5年以上経過したことから、その役割を終えている可能性がある点、そして達成率が1~2割となるように設定いたしましたけれども、ばらつきが大きくなっている点がございますので、再設定に向けて見直しの必要があるのではないかという背景が挙げられたところでございます。

おめくりいただきまして、具体的な見直しの方法について、8ページ目以降、記載していると ころであります。

(2) 目指すべき水準の計算方法でありますけれども、当初、平成20年度の審議会では、目指すべき水準というのは上位1~2割の事業者が満たすべき水準というふうな考え方で設定をされました。その際には、「平均一標準偏差」という考え方をもとにして、これまでやってきたところでありますけれども、9ページ目の右下でございます。

業種内で下位の層に突出している少数の事業者がいる影響で、「平均-標準偏差」というのが

必ずしも上位 $1\sim2$ 割を指さなくなってくるという課題がありましたので、おめくりいただきまして、10 ページ目の考え方に沿いまして、上位 15%点という考え方をお示しさせていただきました。

この考え方に基づいて各部門を計算し直すと、先ほど資料でもお示ししましたけれども、11 ページ目の表のようになるということでございます。

そして12ページ目までめくっていただきまして、(3)目指すべき水準の見直しであります。

先ほども説明いたしましたけれども、中長期的な目標でありますので、無用の変更は望ましくないと。必要性に則って見直しをするか、しないか判断すべきであるという考え方でございまして、その必要性というのは、13ページ目の業種ごとの見直し方針のところに書かれておりますけれども、達成率が2割を超えている場合については見直しを行う。1~2割の中におさまっている場合については見直しを行わない。こういうような考え方で各業種を割り振ったところであります。その結果として、セメント、洋紙、ソーダについては見直しを行う。その他の業種については見直しを行わないという結論を得たところでございます。

同じく13ページ、(4) 来年度以降の見直し方針でありますけれども、下に2つ項目がありますけれども、業種ごとにエネルギー需給や技術的動向の変化により対応すべき事態が生じた場合、そして前回の見直しの検討から5年程度の期間が経過した場合について、再度、目指すべき水準、そしてベンチマーク指標、そして対象事業の見直しの検討を行うべきであるというような結論を書かせていただいてございます。

続いて14ページ目になります。こちらは業務部門におけるベンチマーク制度の創設であります。 背景・論点といたしまして、未来投資に向けた官民対話におきまして、総理から業務部門への ベンチマーク制度の拡大の方針が打ち出されたところでありますので、ここにあります業務部門 について、ベンチマークの拡大を図っていきたいという背景が書かれてございます。

15ページ目でございます。業務部門のベンチマークを新たに導入するための準備といたしまして、ベンチマーク制度の対象となるエネルギー消費量条件というものを検討したところでございます。

省エネ法は、年間 1,500kl 以上のエネルギーを使用する事業者が定期報告の義務を負っている ところでありますけれども、特に業務部門では複数の事業を展開している事業者さんが多いもの と考えております。そういった、エネルギー使用量が少ない副次的な事業、ここでは小規模な事 業と言っておりますけれども、数多く存在することが見込まれていると。

2段落目でありますけれども、このような小規模な事業についてもベンチマーク制度を対象と した場合、大規模に行う事業者と比較対象することの公平性や意義に乏しいことから、ベンチマ ーク制度が導入された業種において、エネルギー使用量が 1,500kl 未満の事業者は対象外とすべきであるということであります。

もう少しわかりやすく説明いたしますと、16ページ目をごらんください。

業務部門、平成24年度実績ということが書かれておりますけれども、こちらにはその当該業種において、例えばコンビニエンスストアをやっているという形で定期報告をいただいた事業者が51者いるということでございます。この51者のうち、コンビニエンスストアにおいて1,500kl以上使用しているという事業者が59%、6割方の方が大規模にコンビニエンスストアをやっている。一方で4割方の事業者さんは小規模にコンビニエンスストアをやっているということでございます。

一方で、エネルギー使用率のカバー率を見ますと、この59%の事業者で、ほぼ100%のエネルギーカバー率をとっているというところでございますので、大規模にその業種をやっている事業者をベンチマーク対象にすることで、ほぼその業種のエネルギー使用量が捉えられるという形になっております。ここにおいて大規模にその業種を行っている事業者をベンチマーク対象といたしまして、ベンチマーク制度によって評価をしていきたいというふうに考えているところでございます。

産業部門のほうを見ていただきますと、現在、定期報告をいただいていて、ベンチマーク対象となっている事業者については、皆さん1,500kl以上のエネルギー使用量ですので、基本的には産業部門については影響がないと。ただし今後、導入されていきます業務部門については、1,500kl以上の、大規模にその事業をやっている事業者をベンチマーク対象にしていきたいというふうに考えているところでございます。

17 ページ目に行っていただきまして、(3) コンビニエンスストアにおけるベンチマーク制度でございます。こちらについては前々回、前回と議論をいただいたところでありますけれども、改めてご説明をいたします。

ベンチマーク制度の導入には、対象事業とベンチマークの指標、そして目指すべき水準の3つの要素が必要になりますので、コンビニエンスストアにおけるベンチマーク制度については、対象事業は日本標準産業分類におけるコンビニエンスストア。

そしてベンチマーク指標については、分子にコンビニエンスストアの全店舗における電気の使用量、そして分母には売上高としてはどうかというところでございます。この売上高を使うところの妥当性につきましては、前々回、前回、議論いただいたとおりでありますけれども、18ページに図をお示ししてございます。売上高についても、エネルギー消費量とかなり相関関係が高いという結論が得られたところでございます。

そして 18 ページの③目指すべき水準でありますけれども、こちらは低炭素社会実行計画の目標値と合わせて 845kWh/百万円という単位を採用するというところでございます。

19ページ目に行っていただきまして、(4) その他業種の検討状況であります。

こちらは前回、そして今回にわたりまして、5業種のオブザーバーの方から現時点での検討状況について報告をいただいております。こちらは報告をいただいた内容の概要を抜粋したものを記載しておりますので、ご確認をお願いできればと思います。

おめくりいただきまして、21ページでございます。今後の検討方針でございます。

来年度も工場等判断基準ワーキンググループを開催したいと考えておりまして、この場にて業務用のベンチマークの導入について継続的に審議を行いたいというふうに考えてございます。特に前回、エネルギー消費量データに基づいた分析がもっと必要であるというご指摘をいただいておりましたので、事務局、そしてオブザーバーの方にご協力いただきながら、事務局のほうでもデータに基づいた検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

おめくりいただきまして22ページでございます。未利用熱活用制度の創設であります。

こちらについては、背景については文章の2つ目の固まり、基本的に社内で発生した副生熱ですとか、余剰熱などの排熱は、可能な限り自社内で活用することが望ましいわけでありますけれども、それでもなお自社内で用途がない廃熱(未利用熱)については、外部に提供して活用することを促すべきではないかということが書かれてございます。

おめくりいただきまして、25ページ目でございます。

この背景に基づいて、未利用熱活用制度の制度設計というふうに書かれてございますけれども、ここの図にありますとおり、これまで販売した副生エネルギー量というのを、エネルギー消費量原単位に当たって分子から差し引いてきたわけでありますけれども、さらに、購入した未利用熱の量というのを差し引くことで、その未利用熱を使えば使うほどエネルギー消費原単位が下がってくると。低減をするという形で評価する制度にできないかという検討をしたところでございます。

続いて(3) 未利用熱の定義でありますけれども、本制度の創設に当たっては、その対象となる未利用熱の定義を明確にする必要があるということでございました。未利用熱とは、本来、自 社内で用途がないものでありますので、本制度の対象となる未利用熱は、かぎ括弧の中であります、「他事業者へ提供しなければ、省エネ法判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず廃棄することが見込まれる熱」と定義することが妥当であると記載してございます。

この定義に沿いますと、代表的な事例では以下の扱いとなると文字が書いてありますけれども、 26ページ、代表的な事例での扱いという図を見ていただきますと、例えばボイラーなどのエネル ギー供給設備から直接ほかの事業者に供給する、この事例②の直接供給と書いてあるようなところでありますけれども、こちらについては本制度の対象外の熱となると。一方で生産設備ですとか、エネルギー供給設備から廃熱回収設備を通して廃熱を回収しまして、それを他事業者へ提供する場合、これは未利用熱になるという整理をいたしました。

その下であります。また、コージェネレーションについては、一律に対象外、対象内というふうに扱うことはなかなか難しいわけでありますので、その点については各個別事例について定義に沿って判断することとなると記載しております。

代表的な事例としては、コジェネ事例①、②、③とつけましたけれども、タービンについては 抽気、背圧といった手法で熱を必要なだけ取り出すような場合がありますので、こちらについて は対象外という整理。そしてエンジンについては、タービンと異なりまして、大きく熱と電気の 比率を変えるというようなオペレーションがなかなか困難ですので、エンジンから回収した廃熱 については未利用熱に分類するという考え方を代表的な事例としてお示ししたところでございます。

28ページに行っていただきまして、(4) 今後の制度運用方針であります。

未利用熱の定義については、廃熱回収に関する技術動向ですとか、エネルギー政策全般の動向 といった情勢を踏まえて、適切に見直しを行うこととしたいと考えております。特に熱の活用方 法はさまざまでありますので、特殊な事例においては定義に基づいてその都度判断をしていきた いというふうに考えているところでございます。

そして、(5)未利用熱の購入に関する判断基準の創設です。この制度を活用することによって、 事業者は省エネ手法の種類がふえることになりますので、この取り組みを奨励すべく、判断基準 の目標部分に追加すべきであるという記載でございます。

29ページ目以降はこれまでの議論を、省令の改正、そして告示の改正に落とし込んで、その改正案をお示ししているところでございます。

順にご説明をいたしますと、29ページの改正案、現行とありますけれども、こちらについてはベンチマーク制度について、大規模な1,500kl以上その事業で使用している事業者をベンチマーク対象にするという観点から修正を行っているところでございます。

30ページ目であります。こちらには未利用熱の活用、廃熱の活用をなるべく図っていこうということで、利用を図るよう検討することということで、判断基準の目標部分にこの③の部分を入れ込んでいるところでございます。

31ページはベンチマークについての修正でございます。

1 B、1 C、粗鋼という形で赤く示されておりますけれども、もともとの記載は銑鉄と書かれ

ておりまして、こちらはより適切な表現に修正するという改正でございますので、この改正によってこの事業の対象が変わるというわけではなくて、それぞれの事業でよりわかりやすく事業者の方に理解していただくという上での修正でございます。その下に行っていただきまして、セメント、洋紙については目指すべき水準が改正されております。

32 ページに行っていただくと、ソーダ工業についても目指すべき水準が改正されております。 そして、7の部分にコンビニエンスストア業が新しく追加されているところでございます。

35ページ目に行っていただきまして、定期報告の様式についての改正案でございます。

こちらは使用量から販売した副生エネルギーの量を引くという形になっておりますけれども、 この販売した副生エネルギーの量に準ずる形で、購入した未利用熱の量を記載するという修正を 行っております。

購入した未利用熱の量の熱量 GJ をこの表に報告をいただきまして、めくっていただいて 39 ページになります。

この 39 ページの役割は、エネルギー消費原単位を計算する際の計算シートのような役割を果たすわけでありますけれども、こちらについても購入した未利用熱を記載いただいて、その隣の欄でありますけれども、この®´という部分ですね、®´という部分を差し引くことで、この評価の中に組み込んでいこうということであります。

41 ページも、ごらんいただくと同じような表がありますけれども、こちらは平成25 年度省エネ法改正によって加わった電気事業平準化のほうの原単位の計算シートになります。同じように隣の欄には® を引くという形で、評価に組み込まれているところでございます。

47ページにつきましては、同じような表でありますけれども、こちらは事業者単位ではなくて、 工場単位で記載する場合に使うシートであります。こちらも購入した未利用熱の量を書く欄があ りまして、おめくりいただいて、47ページであります。

47ページに、工場ごとの原単位を計算する欄がありますけれども、この⑥´という形で引き算をするというような形で組み込まれております。

以降は、細かい修正が50ページ、51ページ、52ページと続きますけれども、未利用熱購入制度の創出に対応して記載された欄になります。

53ページ目以降は、先ほどご説明した様式の修正がもう一度続くことになりますけれども、こちらについては、定期報告を代理で記入できる制度、登録調査機関による報告という制度がありますので、その登録調査機関が書き込む様式に関する修正でありますので、先ほどご説明をしたものと全く同じものが書かれているというところでございます。

資料3、取りまとめ案に関するご説明は以上になります。

○川瀬座長

どうもありがとうございました。

枚数は多いですが、内容は今まで議論していただいてきたものでございます。

これで議題1、議題2、議題3とまとめてご説明いただきましたが、これから質疑に入りたいと思います。ご質問等ある方は名札を立てていただきたいと思います。

それでは、杉山委員お願いいたします。

○杉山委員

どうもご説明ありがとうございました。私から2点申し上げたいと思います。

1つ目が、業務部門の、今後の検討方針って21ページにあるんですけれども、それに関して。 前回も申し上げたんですけれども、これまでの進め方、それから今後の検討方針も、業界団体さ んがしっかりしているところを進めていくというスタンスでやっているんですけれども、政府部 門についての検討というのが必要だというふうに、私、感じておりまして。

前回申し上げましたし、それから参考資料2で意見も詳しく書いていますので、今、ポイントだけ口頭で申し上げますと、大きく2つ、政府部門をやる意味があると。政府部門というのは、地方公共団体を含めると業務部門の全体の13%でかなり大きい CO_2 とエネルギーを占めますということと、それから、ことし1年間もそうだったし、今後の方針にも書いてあるんですけれども、データを集めて公開するというのが非常に実は、民間対象の場合はいろいろクリアしなきゃいけないところがあって、政府部門だとこれは大分話が違って、公開できる部分も多かろうと思います。ということでデータを収集して公開して、詳しく分析するためにも政府部門に手をつけるのがいいだろうと。

政府部門というといろいろありまして、こういったオフィス、官公庁舎もありますし、それから、学校とか公民館、それからきょうも話題にありましたけど宿泊施設もたくさんあると思います。そういうデータを集めて公開して、いろんな人が分析すると。そういうプロセスを通じると、ベンチマーク指標のつくり方というものもだんだん知見が高まっていくというふうに思います。

これが1つ目、申し上げたいことで、もし可能であれば今後の取り組みの中に、これまで業界団体、個別の業種という切り口でやってきたけれども、今後、政府部門についても検討するような方向のことを何かしら、意見としてそういうものがあったというような形でも結構ですので、入れておいていただきたいなというのが1点です。

もう1点ですけれども、それは産業部門のほうに行ってしまうんですが、8ページに事業者クラス分け評価制度がありまして、7ページの冒頭のパラグラフを見ると、今後こういったベンチマーク制度を支援策の要件として活用するとか、規制と支援の両面で活用するというようなこと

が書いてあると。

そう思って、8ページのこの事業者クラス分け制度を見てみると、ちょっと心配なのが、Bクラスというのに分けられると、それをもって何か規制や支援の面で不利益を事業者が受けるようなことになると気の毒かなというのがあって。というのは、Bクラスというのは、これは業種や社会状況によっては、どう努力してもBクラスになってしまうということは十分にあり得ると。結構、年率1%原単位を改善するということはもうなかなか難しいというようなところはありますので。

Bクラスに仕分けられたら、ここにあるように、工場調査、現地調査などを政府がどのみち行うので、それを集中的に行うと。そこまではいいと思うんですね。ただ、Cクラスになると、その結果として基準判断状況が不十分ということなので、これはある意味、致し方ないというか、それをもって何らかの措置の対象に、規制や支援の面でいろんなことがあっても仕方がないかなと思うんですけれども。あくまでもこのS、A、B、Cというのは、詳しく調査する対象を仕分けるためにこのBというクラスがあるのであって、このBというのになったから即その事業者が問題ありというふうに理解されると困るんだと。S、Aのほうは、これはいいものを称揚しましょうよということなので問題ないんですけれども、そのBクラスというものについての考え方について、もう少し詳しく書いておかないとよくないのかなという気がいたします。

言ってみれば、何か病気の検査をするときに、陽性の判定が出ましたといって、それだけでがっかりしちゃいけなくて、もう一回再検査をしてみたらいや実は大丈夫でしたということはよくあるんですけれども、それと同じようなもので、とりあえずは概形的に、概形的にというか、原単位とか大きな指標で見てクラス分けをして、その後、詳しく調査した結果どうしてもだめならCクラスって、そこは本当に注意を要するんだけど、Bクラスに入ったというだけで、それをもって不利益をこうむることがないようにしたほうがいいと。こういう基準をつくるときには、それがどう使われるかも気にしなければいけないと思うので、そこを少し詳しく書いてあげたほうがいいかなと思う次第です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

もっともなご指摘だと思いますが如何でしょうか。

○辻本省エネルギー対策課長

今、杉山委員からいただきました政府部門のところなんですけれども、確かに我々これだけ民間の方々に省エネ、省エネ徹底と叫びながら、我々自身がやっていないというのは非常にまずいものですから、ちょうど政府実行計画というものを民間の実行計画とあわせて我々つくっていく

んですが、その中で、まさに政府部門が省エネに取り組むような仕組みを、民間の事業者に求めているもの以上にやれる仕組みを導入したいと思っています。

あと、現時点ではまだ確定的ではありませんけれども、私、省エネ課長として、経済産業省の本館、別館、足し合わせて10万㎡の使用量について全部丸裸にしようと。全て使用量データを公開するという方向でできないかと、今、内部的に検討しておりますので。言ってみれば、我々自身をモルモットにして、ぜひ省エネ、どこがエネルギー削減の余地があるかといったものを示すようなことができないかという方向で、今、調整中でございます。

○北島省エネルギー対策課長補佐

S、A、B、C評価のところで、すみません、ご説明をさせていただきます。

先ほど委員のおっしゃったBクラスになったからといって直ちにというわけではないということ、おっしゃるとおりでありまして、我々としてもこのBクラスに属している人たちを、スクリーニングといいますか、あらあらと注意をすべきである事業者として洗い出して、そこに対してマンパワーですとか、調査を集中していきたいと思っているところであります。

ただ1点、これは事業者の皆さんへの注意喚起ということになると思うんですけれども、この Bクラスに入る人というのは、原単位が非常に大きく悪化する人というのはこの中に入ってまい ります。例えば30%増加とか、40%増加というような、普通に事業をやっていればなかなかこう いうような数字はあらわれないんじゃないかという事業者もここに入ってまいります。

そこにおいて1点注意を喚起していきたいなと思うのは、原単位というものを、分母は各事業者さん、考え方に基づいて自由に設定できるわけでありますけれども、それが適切に、果たしてその事業者のエネルギー使用をあらわしている原単位になっているんだろうかということを、各事業者のエネルギー管理担当の方にはもう一度ご検討をいただいて、130%であるとか、逆に一30%になるというような大きな変化をする場合には、もう一度検討をいただきたいというのが我々の考えでありまして。当然、先ほど委員のおっしゃったBクラスになったからといってすぐ悪いというわけではないんですけれども、原単位の変更ということも場合に応じては検討いただきたいなと思っている次第であります。

○川瀬座長

この、S、A、B、Cでについて、前回はこの見せ方について配慮するということになったと 思いますが、今のご意見も含めて、具体的にどうしていくかというのは少し調整していただける というふうに思っております。

よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

はい、辰巳委員。

○辰巳委員

思いつきで申しわけないのですが、ホテルのお取り組みに関してご説明いただきましてありが とうございました。本当に千差万別で、ホテルの業態によって統一してベンチマークでうまくい くというのは難しいような気もしますけれども、やっぱり大手の人たちは事業者としてぜひ取り 組んでいってほしいと思います。

私が今ふっと思ったのは、利用する利用客の人たちを何かうまく巻き込めるような方策というのを考えておられるのかどうか。そのあたりがちょっと見えなくて、一生懸命やっておられるのはとってもよくわかるんですけれども、どういう状況にあるのかを少し、今回の報告書とは直接関係ないのかもしれませんが、国民的な取り組みとしてエネルギーの削減というのは非常に重要なことなので。

例えばの話、状況によっては、薄暗いとか、寒いとか、暑いとか、いろんなお客様もおいでになると思いますがね。そんな中でもうまく納得してもらって、取り組みを進められるような、そんなことでもいいし、とにかくどういうふうなことを、何かいい方法でそういうお客様というか、国民を巻き込むようなことっていうのをなさっているのかどうか、何いたいなと思ったもので。以上です。

○川瀬座長

これは、岩佐オブザーバーに答えていただいたほうがよろしいでしょうかね。

○岩佐オブザーバー

そうですね、一番そこがやはりホテル事業として難しいところかなというふうに思っております。お客様にどのようにいろいろ理解をしていただいて、あと、いろいろな国の方をお迎えいたしますので、例えば設定温度一つとりましても、この国の方にとっては暑くて、この国の方にとっては寒いとか、いろんな状況もございます。

そういう中でも何か一緒に取り組んでいただけるようなことを考えていかなければいけないと思っているところなんですが、一つ、今回とは直接結びつくかどうかわかりませんが、例えばホテルで連泊をされるお客様が、通常ですと毎日シーツを取りかえたり、客室の清掃とかをさせていただくんですけれども、そこの部分を、2泊ぐらいでしたらそこはもう入らなくていいよということで、そういうことをお申し出いただくようなノーティスをつくって、お客様にそういうふうに申告をしていただくような取り組みはしているホテルが出てきております。

また今後、何かそういういいお知恵があれば皆様方からもお教えいただいて、できるところを 取り組んでいきたいなというふうに思います。

○辰巳委員

私も結構いろんなホテルを利用させていただきますが、例えば今はカードキーで、キーを抜けば全部電気が消えるという仕組みになっているところも多く、あれはとてもいいなと思っているのですが。高級な、鍵をカチャンとやるようなところは、お客様が消し忘れるとそのままという状態が起こっているんじゃないかというふうに思っています。例えばそういうふうなものでも省エネというのは結構大きく関係するのじゃないかなと思うんです。

○岩佐オブザーバー

そうですね、特にカードキーの普及なんですが、これはもうかなり高級なホテルでも今カード キーになってございますので、そういう面ではお部屋から外出されるときには自動的に落としま すので、そこは少しは改善できているのかなというふうには思っております。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

きょうは、シティとリゾートとビジネスに分けようということとか、宴会、飲食部門を分けようとか、、相関係数の話にしてもかなりターゲットが絞られてきて、ベンチマーク設定までもう一歩じゃないかなというふうな印象を受けました。

村越委員、お願いします。

○村越委員

ありがとうございます。ホテルのデータの相関係数は非常に高いんですね。個別のサンプルの 分析結果であれば相関は高いので、ベンチマークをつくる原単位をつくるのは非常に単純だろう と思います。

ただ、これが会社別のデータであれば高いのは当たり前なので、その辺わかりませんけれども、 少なくとも宿泊に特化しているとか宴会場がどうのこうのということであれば、データ分析は個別のホテルごとのデータを集めて分析をすることが必要です。また、説明変数には相互に相関があるものが非常に多いですね。面積が広ければ部屋数が多いのは当たり前なので。単純に多重回帰でやっても余り意味がないので、変数の選び方は大事ですし、少なくとも細かいデータで分析すればおもしろいのではないかなと思います。ただ、この相関係数は非常に高いので、本当にこうならば割と単純に行けそうな感じがします。

○川瀬座長

私もこの相関係数の値であればベンチマークも簡単かな、という感じを受けました。 じゃ、山下委員お願いします。

○山下委員

ありがとうございます。非常に長い歴史をお持ちの業界でいらして、しっかりとデータ分析等も進められてきたかと存じます。エネルギーの使い方も把握されている中で、業態が多様化しているということで、色々なお悩みもあるかとは思いますが、我々としては、やはりバブル経済の頃に沢山建設されたビルの多くで省エネを反映することができなかったという反省をすごく感じておりますので、ぜひとも 2020 年の東京オリンピックに向けて、新しいホテルが開業する前に色々なアイデアを整理いただいて、きちんとした指標をまず始めていただくということが大切だと強く感じます。ぜひご尽力いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○川瀬座長

ありがとうございました。 ほかにございますでしょうか。 手塚オブザーバーお願いします。

○手塚オブザーバー

すみません、産業部門についてはもうご審議が終わっているという前提で、余りコメントする 立場にはないと思うんですけれども、特に中身に関する異論はないんですけれども、この判断基 準の使い方に関してちょっとコメントをさせていただきたいと思います。

先ほど杉山委員から、Bクラスに判定された事業者がどういう扱いを受けるかというのは結構 微妙というか、難しい問題じゃないかというご指摘があったんですけど、そのとおりだと思うん ですね。

というのは今回のこのベンチマークは業種によって大分状況は違うと思うんですけれども、業界内で各事業者のばらつきが非常に大きいところであれば、ある程度、統計的な意味があると思うんですけれども、一部の主要業種においては、もともとほとんど全ての事業者が世界のトップランナーを走っているような中で、微妙な差の中にそのトップ10%とか、15%という数社が入ってきているというような構造になっているようなときに、ここの中に入っていない業者、あるいは少しその取り組みが、ある単年度とか、数年間を見たときにおくれてきている業者を捉えて、取り組みがおくれている事業者、あるいはBクラスというふうに判定するのは若干危険かなと思います。

といいますのは、例えば鉄鋼なんかもそうなんですけれども、実際に使われているエネルギーの中に固定的に使われているエネルギーがある場合には、産業全体の経済活動が最近のように少し落ちてくると、当然エネルギー原単位は悪い方向に行ってきます。そうすると、今まで達成していた事業者でもBクラスに判定されるような領域に、個々の会社の努力と関係なしに入ってく

る可能性が出てくるんですね。そういうところはぜひ個別の事象として捉えて評価する必要がある。

もう一つは、つくっているものが同じかどうかということでして、例えば鉄の場合は、最近、 自動車の軽量化とかに向けた、高級な鋼材を、特に製品面で省エネを進展させるためにお使いい ただくケースがふえてきています。そうすると、実は鉄をつくるプロセスでは増エネになってい るんですね、いろんな熱処理とかややこしいことを下工程でやっていますので。でもベンチマー クを計算する際は粗鋼という分母で計算していますので、同じ製品をつくっているかのように評 価されています。

そういう、つくっているものが高度化していく中で、増工ネ要因も含めながら、この省工ネのベンチマークにチャレンジしているというような構図もございますので、一概にBクラスになった、あるいはその取り組みがおくれているということが、省工ネ努力が遅滞している、あるいは省工ネ努力を怠っているという評価にならないように、政策につなげる際には少し細やかな評価をいただきたいというふうに思っております。

○川瀬座長

ありがとうございました。

Bクラスと判定するのは慎重を期すべきというご意見ですが、如何でしょう。

○北島省エネルギー対策課長補佐

1点、お答えを申し上げます。まさに杉山委員からご指摘をいただいたとおり、Bクラスというのは、それをもって直ちに悪いということではなくて、集中的に調査すべき対象をスクリーニングするという考え方が一番あっているのかなと思っております。なぜそのスクリーニングを行わなければならないかというと、原単位でもって、そこが悪化をしているという事業者に対しては、なぜ悪化したのだということをまず調査することから始めるのかなと思っております。

先ほど、手塚オブザーバーからもご意見ありました個別の事象、例えば景気の動向であるとか、つくっているものが変わったとか、そういった要因があると思いますので、まずは悪化したところに行って、なぜ原単位が悪化したのかということをまず調べて、その原因が単に怠けていただけなのか、それとも外的要因によるものなのかというのをきちんと調べた上で、さらにその先の措置をすべきか、すべきではないのかということを判断していくのが、このS、A、B、C評価の正しい使い方であるかなというふうに思っております。

その結果として、先ほども申し上げましたけれども、もう業界が変わってしまって、いつまで もずっと同じような原単位を使っているのは正しくないんだということであれば、そのときは 我々のほうも、じゃ、正しい原単位というのは何なんでしょうかということを一緒になって検討 していくということで対応していきたいなというふうに思っているところでございます。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

村越委員。

○村越委員

今、北島さんがおっしゃられたとおりですが、Sクラスは公表しますが、A、B、Cは別に公表するとは書いていなくて、Bクラスはその当人のところに、もっとやったほうがいいですね、ちゃんと調査をしてくださいというふうに言うためのスクリーニングであって、その全ての企業がA、B、Cでランキングされて公表されるという制度ではないという理解だったものですから。 先ほど、最初からのコメントも含めて何か全体に誤解があったような気がしておりました。

このランクをもとに、みずからの立ち位置をわかることが大事で、多分ABの中にも指摘したいことが北島さんや経産省の中には多分おありなんだけれども、とりあえずはこうかというところで抑えたのかなと、むしろそういうふうに思っておりました。

○川瀬座長

ありがとうございました。

山下委員、お願いします。

〇山下委員

ありがとうございます。少し話をもとに戻して恐縮ですが、公共部門の省エネについてもきちんと実施したらいかがですかという、杉山委員の参考資料を拝読いたしまして、非常に感銘いたしました。

実は海外では、公共部門が範を垂れるというのは一番最初にどこの政府も多く実施されている のですが、大体がグリーン調達程度、あるいはビルでしたら、そのビルの基準を竣工時に満たし ているといった程度でございまして、そこからさらに一歩踏み込んでいるところは少ないという 印象を持っています。

もしあるとしましたら、コーベネフィット、マルチベネフィットといいまして、他の政策と組み合わせて、例えば低所得者向けのビルを改築するときに、既存建築物の省エネ型改築といった形で活用することで、予算を効率的に運用するという事例がありますが、ここに杉山さんが挙げられていたような形で、もっと情報を提供する、例えば運用管理の部分でも工夫をすることで、大きな投資をしなくても省エネをさらに進めることができましたというような事例を地方行政府も含めて広く取り上げる。

あるいは先ほど課長がおっしゃられましたように、経済産業省内の利用の実態を明らかにした

上で、どうやって改善したかということを可視化する。こういったことをやりますと、世界的にも先進的な事例になる可能性があるのではないかと考えますので、ぜひ公共部門の省エネのフロントランナーとして、取り組んでいただきたいと思います。

○川瀬座長

ありがとうございました。

村越委員。

○村越委員

中央庁舎は 24 時間稼働のような形ですので原単位は高いんですが、地方庁舎は、民間のビルから比べるとエネルギー消費原単位は低いんです。すごく節約をしているというのが一般的な認識で、これ以上の省エネは難しいことがかなり多いと思います。ですから民間と一緒にするというのは、なかなか同じ尺度ではかれないようなところがあります。

そうすると、地方公共団体に対してどうやってやっていくかというのは、PDCAはもちろん 非常にいい視点だと思うんですが、もう一つは、財政難の地方自治体に対して、ファイナンスを つける必要がありますが、原単位が低いですから経済性は悪くなり、同じエアコンをやるにして も何にしても。経済性が悪い中でどうやって率先垂範させるためのことをやるかというので苦労 している。そうすると何らかの支援策であるとか、市場メカニズムの活用をきちっとやらないと、 地方公共団体の省エネは進まないと思います。

中央政府はどうかというと、室内環境の評価を一緒にやらない限り、ちゃんとした理解は得られないだろうと思います。

同じ快適性の中で省エネかどうかという比較をするんであれば理解が早いんですが、そういうところがばらばらの中で経産省のデータが外に出ていったときに、やっぱり何らかの誤解を受けると思われます。一般の、本庁以外の政府庁舎というのはいっぱいあるわけですけれども、ここに関しても、なかなかESCOが入らないのはむしろ制度上の問題だったりするわけですね。

ですから公共部門のエネルギー消費をどう考えていくかというのは、本腰を入れて、きちっと別枠でやらないとなかなか難しいんじゃないかと思います。

○川瀬座長

山下委員。

〇山下委員

設備を利用する方々の効用を下げて省エネルギーを進めるといった、我慢の省エネルギーの時 代はもう過ぎていると思います。それぞれの皆様のワークスタイル、あるいは職場の環境を損な う形での省エネルギーであってはいけない。そういったところも踏まえた上で、例えば霞が関の 中央官庁街で、これから可視化を進めながら努力を重ねて、こういう工夫ができましたというところまでまとめられれば、大変先進的な取り組みになる点を申し上げたかったというのが一つ。

それから、村越委員のご指摘について、御趣旨はよくわかります。地方も予算が限られている中、建物が古い中で、どうしていくかという課題がある。従って、取り組みが必要ですよという掛け声だけではいけませんというのはもちろんですが、ボトムアップの国民的運動につなげていくために、地方、地方で一緒に考えていきましょうという姿勢としてはいいのではないかと思います。

以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

村越委員のご指摘ももっともで、官庁建物は一般の民間建物に比べると、数値だけ見ると3分の2、あるいは4分の3ぐらいの原単位になっています。ただそれだけじゃなくて、環境とか使い方とか、いろんな面で見て、判断をする必要がある。そういう意味でもいろんなデータを取って、それを分析するということが必要というふうに思います。先ほど課長からやってみようというお話もありましたので、ぜひやっていただけるといいと思います。

ほかにございますでしょうか。

判治委員、お願いします。

○判治委員

ありがとうございます。村越さんのおっしゃるのももっともだと思いますし、杉山さんの話も そのとおりだと思います。村越さんがおっしゃるように地方庁舎などは、一般のビルに比べ非常 に原単位が低いというのも確かにそういった自治体もあるかと思います。例えば、今回、省エネ 大賞に応募いただきました、浜松市さんの取り組みなんかは、かなりすばらしい取り組みで、自 治体としてみずからの施設の管理標準をきちっと整備して省エネに取り組まれ効果をあげられた というような事例もございます。

ただ一般的には役所関連施設の省エネ取り組みは遅れておりこの背景として省エネの進めにくい環境もあります。例えば政府だとか、官公庁関係の建物のエネルギー管理をやるときの指定管理者制度というのが、結構問題でございまして、民間とは異なる省エネを推進するとき何か工夫がいるということでございます。そういったところをきちっと検討しないで、ただデータだけ出しても、多分うまくいかないんじゃないかということを村越さんのご説明で感じた次第です。

○川瀬座長

いろいろとご意見を出していただきましてありがとうございました。今、出たご意見を反映さ

せた形で、取りまとめを事務局にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

修正についてはそれほど大きな変更ではないと思いますので、私に一任ということでよろしいでしょうか。

じゃ、私のほうで責任を持って確認をしたいと思います。

きょうはいろいろとご議論いただきましてありがとうございました。 それでは最後に、辻本 課長からご挨拶をいただきたいと思います。

○辻本省エネルギー対策課長

どうもいろいろご討議いただきましてありがとうございました。今のお話にもありましたとおり、我々自身の取り組みをどうするか、地方公共団体を含めてどうするかということを含めまして、いろいろ省エネ、まだやることが残っております。

その意味では、一旦、今回取りまとめをいたしましたけれども、次年度以降も引き続き業務部門におけるベンチマーク制度、このほうも追加のご討議をいただく形になろうかと思いますし、いろんな形での新たな制度もありますし、また途中でファイナンスのお話もいただきましたけれども、我々が使わせてもらっていますいわゆる省エネ補助金みたいなものをどう使っていくかも含めて、いかにして省エネをどう進めていくかということにつきましては、これまだ多分1~2年、5年、10年じゃまだ終わらない課題だと思いますので、またこのワーキンググループにおきましても引き続きご討議をいただければと思います。

引き続きよろしくお願いいたします。

閉会

○川瀬座長

どうもありがとうございました。

それでは本日のワーキンググループはこれにて終了したいと思います。

——T——